

# 住所異動の手続きのご案内

卒業や入学、転勤と異動の多い時期となりました。住所の異動とその他の関係手続きについてご案内します。

不明な点はあらかじめ問い合わせから手続きをしてください。

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111(内線214・218)



## 転入届・転出届・転居届

・届出場所…市役所市民窓口グループ

・届出人…本人もしくは同一世帯の家族

※同一世帯の家族以外が窓口にお越しの場合、**委任状と異動者本人の身分を証明するもの(免許証など)**が必要になります。

※土・日曜日、祝日、平日の時間外は住所異動の届出はできません。

種類	どんなときに	届出期間	手続きに必要なもの
転入届	ほかの市町村から高浜市への住所異動	高浜市に実際に住み始めた日から14日以内	転出証明書(旧住所地で交付を受けてください)、印鑑、本人確認書類(免許証など)
転出届	高浜市からほかの市町村への住所異動	転出前にあらかじめ届け出てください	印鑑、本人確認書類(免許証など)
転居届	高浜市内での住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	印鑑、本人確認書類(免許証など)

※各種届出の際に必要なものは、各表の「手続きに必要なもの」で確認してください。

## 住所異動に伴うそのほかの手続き

項目	手続きに必要なもの	問合せ先							
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険被保険者証(転出・転居の場合)</li> <li>印鑑</li> </ul> ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。	市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階:窓口3番) ☎52-1111(代)							
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>年金手帳</li> </ul>	市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階:窓口3番) ☎52-1111(代)							
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>年金証書</li> </ul>								
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証</li> <li>印鑑</li> </ul>	市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階:窓口2番) ☎52-1111(代)							
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証(転出・転居の場合)</li> <li>印鑑</li> <li>健康保険被保険者証</li> </ul> ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。								
子ども手当 ※3月1日現在の内容です。	必要なもの	こども育成グループ (市役所3階:窓口16番) ☎52-1111(代) ※詳しくは問い合わせてください。							
	・印鑑		<table border="1"> <tr> <td>転入</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>転居</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>転出</td> <td>○</td> </tr> </table>	転入	○	転居	○	転出	○
	転入		○						
転居	○								
転出	○								
・預金通帳または振込先などが分かるもの	○								
・健康保険被保険者証の写し	○								